

# 選挙公報発行規程 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>(掲載文の申請)</p> <p>第2条 候補者が条例第3条の規定による申請をしようとするときは、選挙の<u>期日前7日</u>までに選挙公報掲載申請書(様式第1号)に菊池市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の交付する選挙公報掲載文原稿用紙(様式第2号)に記載した掲載文正副2通及び最近</p> <p>_____撮影した候補者の上半身手札型写真2枚を添えて_____しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>の写真是、裏面に候補者の氏名を記載し、認印を押印したものでなければならない。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(掲載文の記載方法等)</p> <p>第3条 掲載文は、委員会が交付する原稿用紙に、<u>黒色の色素により記載</u>しなければならない。</p>	<p>(掲載文の申請)</p> <p>第2条 候補者が条例第3条の規定による申請をしようとするときは、選挙の<u>当該選挙の期日の告示があった日</u>までに選挙公報掲載申請書(様式第1号)に菊池市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の交付する選挙公報掲載文原稿用紙(様式第2号。<u>電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>を含む。<u>以下この条及び次条第3項において「原稿用紙」という。)</u>に記載し、又は記録した掲載文(以下「掲載文」という。)及び<u>当該選挙の期日前6月以内に撮影した候補者の上半身手札型写真2枚を添えて委員会に提出</u>しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>前項の掲載文を書面により提出する場合は、2通提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>の写真是、裏面に候補者の氏名を記載し、認印を押印したものでなければならない。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(掲載文の記載方法等)</p> <p>第3条 掲載文は、委員会が交付する原稿用紙に、<u>無彩色で記載し、又は記録</u>しなければならない。</p>

2 氏名欄には、当該候補者の立候補の届出書又は推薦届出書に記載された氏名(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項の規定により、通称の使用について選挙長の認定を受けている場合には当該通称)を記載しなければならない。  
\_\_\_\_。この場合において、党派(これに付する「届出」及び「公認」の文字を含む。)、年齢及び生年月日も併せて記載  
\_\_\_\_\_できるものとする。

3 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする\_\_\_\_\_場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、候補者が原稿用紙に掲載文を記載する\_\_\_\_\_ことができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の文字の大きさ)

第4条 掲載文に使用することができる文字の大きさは、氏名欄に記載する場合のほか、通常印刷に用いる初号活字又は42ポイント活字から4号活字又は14ポイントまでの大きさ程度とする。

(掲載文の文字の訂正)

第5条 委員会は、前3条の規定に違反して記載\_\_\_\_\_した掲載文の申請があった場合その他次条の規定\_\_\_\_\_により印刷した場合において印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、\_\_\_\_候補者に対し、当該文字\_\_\_\_\_の訂正を求めることができる。

2 氏名欄には、当該候補者の立候補の届出書又は推薦届出書に記載された氏名(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項の規定により、通称の使用について選挙長の認定を受けている場合には当該通称)を記載し、又は記録しなければならない。この場合において、党派(これに付する「届出」及び「公認」の文字を含む。)、年齢及び生年月日も併せて記載し、又は記録することができるものとする。

3 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする\_\_\_\_\_場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の\_\_\_\_\_訂正)

第4条 委員会は、前2条の規定に違反して記載し、又は記録した掲載文の申請があったとき、又は掲載文の文字の態様等により印刷した場合において印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該候補者に対し、その掲載箇所の訂正を求めることができる。



中止しないものとする。

様式第3号(第7条関係)

略

様式第4号(第8条関係)

略

様式第5号(第8条関係)

略

して中止しないものとする。

(選挙公報の訂正)

第10条 選挙公報に誤りがあったときは、委員会は告示をもって訂正することができる。

様式第3号(第6条関係)

略

様式第4号(第7条関係)

略

様式第5号(第7条関係)

略